

第15章

「グローバル行政法」論の登場

—その背景と意義—

宮野 洋一

1. はじめに

発足60有余年を経たとはいえ国連は依然世界連邦ではない。近代国家の政府に相当するような世界政府はそこにはない。にもかかわらず世界大の公共性や共通性をもった問題は次々に生じ続け、世界に対処をせまる。ガヴァナンスとはそのような政府なきところで、いかにそれらの公的な問題・共通問題を処理してゆくかという営為にはかならない¹⁾。国際平面でのそのような営為は、近年、国際ガヴァナンスないしグローバル・ガヴァナンスとしてあらためて注目を集めるようになってきた²⁾。

ウエストファリア体制確立以降の種々の国際問題の処理は、条約の定立や、国際会議の開催・国際組織の設立という形で多くなされてきた。分権的な国際社会の構造故に、それらはある意味で当初からガヴァナンスの形態をとってきたともいえるはずであるが、国際関係の実務や理論において、問題が明確にこのような形で認識されるようになったのは近年の現象である。

国連を始めとする国際機関もこのようなガヴァナンスの主要な担い手であるが、近年の新しい現象として、NGOや民間の機関・ネットワークなども担い手として大きな力をもつようになってきており、主権国家もまじえて、

第15章 「グローバル行政法」論の登場

—その背景と意義—323

宮野 洋一

1. はじめに 323
2. 国際的な規制・規律への法的アプローチの諸類型 324
3. グローバル行政法というアプローチ 325
4. 「グローバル行政法」論の特徴 330
5. おわりに—「グローバル行政法」論の意義と課題 333

MIYANO, Hirokazu,

"The Emergence of 'Global Administrative Law' Approach -its Background and Problems" ,in Yoza YOKOTA & Hirokazu MIYANO (eds.), *Global Governance and the Future of the United Nations*, (Tokyo: Chuo University Press ,2008) <in Japanese> pp.323-338.

国際と国内、公と私、などのこれまで常識的には截然と区分されてきた世界が、さまざまな局面で相互浸透し、相互に影響し合う複雑な関係性を形成しつつある。本章ではこのような現象がもたらす問題を考えるにあたって、ひとつの有力な手がかりとして、近年展開されるようになってきた「グローバル行政法」論による問題把握の特徴を整理し、その意義と課題を予備的に検討しようとするものである。

2. 国際的な規制・規律への法的アプローチの諸類型

グローバル・ガバナンスが対象とする諸問題は、その性質からいえば広義の国際行政の課題とするところであり、そのような課題への法的なアプローチは従来、国際行政法として論じられてきたところである。「グローバル行政法」ないし「グローバル行政法」論の検討に入る前に、比較のための基本軸として、従来の国際行政法に関する議論をふりかえっておきたい。さて、我が国の通説的な整理によれば³⁾、国際行政法の内容構成は、その中核にある「国際的公共事務 (*service public internationale*)」の概念にどのような具体的な内容を含めるかによって実体と存在理由を異にし、おおよそ以下の3つに分類される。まずは、「国内法上の国際行政法」とみる20世紀初頭の立場であって、19世紀の国際行政連合が担った事務が一般に関係の資料・情報の蒐集と交換の媒介にとどまったという事実を重視し、実質的な行政(ヒト、モノ、通信等の国家間の流通・交換の促進や個人の直接的保護)の実現は国内行政に委ねられていたことから、国内行政事務と未分化の状態にあるとみるものであった。これに対し、第二に、今日的にいえばEU流の「超国家的(国際)行政法」⁴⁾とでもいいうる理解がある。これは、公権力を有し拘束力のある決定を行いうる機関の存在を国際公共事務執行の前提とするもので、国内社会の「行政」の概念を基礎におくものである。現実には、ECやEUといった超国家組織が登場するまではきわめて例外的か限定的にしか存在しない、

基本的には理念的な立場であった。

第三に、これらいわば国家と超国家組織という両極の国際行政法理解の中間的なところに位置する「国際法としての国際行政法」という概念構成がある。この立場によれば、国際社会と国内社会の構造的な異質性に着目する限り、上記第二の「超国家的(国際)行政法」的理解は取り得ない。他方、国際行政の現実世界は、第一の立場の前提していたその黎明期ならばいざ知らず、今日においては質量共に大きく発達と変貌をとげている。多数国間条約で当該の行政事項に関する一般基準が定められ、一定の国際行政機構(超国家的機構である必要はない)を通じてその一般基準が継続的に実現されているならば、そこには国際社会に固有の行政事務としての国際公共事務が存在するとみるのが妥当であり、そこに国際法としての国際行政法の存立基盤があるとされるのである。

3. グローバル行政法というアプローチ⁵⁾

(1) グローバル行政法の対象としてのグローバル行政

まず、キングスベリー(Benedict Kingsbury)教授らのプロジェクトを中心に、グローバル行政法の対象として取り上げられている事象、すなわちグローバル行政について概観しておこう。

プロジェクトによるとグローバル行政は以下の5つの類型に分類できるとされる⁶⁾。:

- ① 「国際行政」(International Administration)
- ② 「国境を越えたネットワークによる行政」(Transnational Network Administration)
- ③ 「権限分担型行政」(Distributed Administration)
- ④ 「国際的な平面での国家と民間の混合型行政」(Hybrid Intergovernmental-private administration)

⑤ 「民間のグローバル行政」(Private global administration)

以下個々の類型について簡単に説明する。

- ① 「国際行政」：これは、条約ないし行政協定によって設立された公式の国際組織による行政であって、国連安保理(UNSC)⁷⁾、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)⁸⁾、国連システム(特にPKOや人道的活動に関して)、世界銀行(特にインスペクション・パネル)⁹⁾、国際通貨基金(IMF)、世界貿易機関(WTO)、OECD。などが例として挙げられる。
- ② 「国境を越えたネットワークによる行政」：国家の規制担当々局間の、水平的な協力と、規律政策の調整による行政を指す。ECと米行政当局の協力、国際的な相互認証制度、人権分野での一定のネットワーク、国際的な知財紛争における調停、といった例が挙げられている。
- ③ 「権限分担型行政」：国内の規制担当者が、グローバルな公共圏の一翼を担って、グローバルな規制法や枠組みを実現し、あるいは管轄権を域外適用する場合である。独禁法の分野などが代表例。このカテゴリーは、いわゆる国家の二重機能(*dédoulement fonctionnelle*)的な状況といってもよいかもしれない。
- ④ 「国際的な平面での国家と民間の混合型行政」：民間および政府レベルのアクター双方を結びつける機関による行政である。WTOにおける企業、NGOなどの関与(amicus curieや透明性の問題)、またWTOのSPS協定によるコーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission)の食品基準の国際基準としての指定や、同委員会への私人の参加、国際労働基準、ICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers：インターネットのIPアドレスやドメイン名などの各種資源を世界的に調整・管理する民間の非営利法人)への政府代表の参加、等々がこの類型である。
- ⑤ 「民間のグローバル行政」：国際的に取引される産品やサービスについて基準や認証を提供する、民間機関による規律行為を指す。森林認

証¹⁰⁾、環境ISO 14000、繊維製品・アパレル分野の基準、格付け会社、会計基準、インターネットをめぐる行政等々がその例である。

(2) なぜ「国際」行政法ではなく「グローバル」行政法と捉えるか

上記で示された「グローバル」行政の例は、先に述べた「多数国間条約で当該行政事項に関する一般基準が定められ、一定の国際行政機構(超国家的機構である必要はない)を通じてその一般基準が継続的に実現されている」という意味での国際行政(国際公役務)とかなりの部分で重なっているように思われる。とりわけAというカテゴリーはその名も「国際行政法」である。行政の主体の面でも、法源の点でも従来型の国際行政法となんら変わることはないようにも思われる。

プロジェクトの説明によれば、この法領域を「国際」的なものとしてより「グローバル」なものとして捉えるのには以下の3つの状況がある。第1に、国内の規制と国際的な規制との相互浸透・相互連関(enmeshment)状況。第2に、非国家主体が重要な役割を果たすような非公式の制度上の取り決め。第3に、標準的な国際法概念では十分に取り込むことができないような、規範的な実行や、規範の源。これらの状況・要素を正面から取り込める枠組みを目指すからであるという¹¹⁾。

それではグローバル行政法は、国家間の法としての伝統的な国際行政法と、そのような標準的な国際法的立場からは漏れてしまうグローバル行政に関わる「法」とを、単に一括して呼ぶための便宜的な名称なのであろうか。グローバル行政法の性格が、記述的なものか規範的なものかという議論がある¹²⁾のだが、これはまさにここに関係してくる。この点を理解するために、まずいくつかの具体的な例を考えてみたい。

事例1) 国際海洋法裁判所(ITLOS)において現在最も多く処理されている「迅速な釈放」(prompt release)制度(国連海洋法条約292条)に基づく裁判諸事例¹³⁾は、表面的にみれば、人道的(船員の早期解放)、経済的(船舶の留め置きによる船主の経済的損失の軽減)要請に応えるための紛争処理手

統とみることができる。しかし、この制度のもとでの判決は、結果として各国の国内法上の保証金・保釈金の基準および制度の客観化をせまり、その限りで国内行政と立法に対し、国際平面でアカウントビリティ (accountability) を要求するものとなっているとみることができる。例えば、ジュノ・トレイダー号事件¹⁴⁾で裁判所は「船舶および乗組員を速やかに解放する義務は、人道および適法手続に対する基本的な配慮を含む。保証金のまたは他の金銭上の保証が合理的なものでなければならないという要請は、公正さ (fairness) に対する関心が、本条項の目的のひとつであることを示している」と判示し、合理性という形での公正さおよび適法手続の考慮を、ギニア・ビサウ国内当局に義務として課しているのはそのことを明確に示した例だといえよう¹⁵⁾。

事例2) ISO (国際標準化機構) は、もともと電気分野を除く工業分野の国際的な標準規格を策定するための民間の非営利団体 (本部スイス) であるが、1992年の地球環境サミットを契機として、本来の守備範囲から一步踏み出して、いわゆる「環境ISO」と呼ばれるISO14000シリーズの規格を策定し、1996年から発行を開始している。さらに最近では、平等待遇や結社の自由などといった分野にまで手をのばしはじめ、それがいわゆる「労働CSR」すなわち労働に関する企業の社会的責任の基準化をすすめる可能性がでてきている。ISO26000という形で2008年採択の準備がすすんでいるという。こうした動きに対して「度量衡と労働基準とは必ずしも同列には論じられない」と、国際自由労連 (ICFTU) は「ISOが関係する技術規格設定のプロセスを、CSRの基準作りのために設立された組織が模倣する傾向にあるが、こうした基準設定プロセスは、社会的責任を規定するのに適した手法ではない」との決議を採択したという¹⁶⁾。これは、ある種のNGOが、企業の社会的責任 (CSR) を厳しく問うという世界的な傾向の中で、非常に強力で無視できない影響力をもつようになった状況の中で、正統な任務と目されることをみ出した認証活動に踏み出そうとしたところ、その正統性を疑われてしまったという例である。ここでは、伝統的な国際法の法源には当てはまらない、しかも非国家主体の手になるルールが、諸条件のもとで現実的な規制力をも

つことが、時として大きな問題となることが如実に示されている¹⁷⁾。

事例3) WTOはネガティブコンセンサス手続の採用によって、ICJの見果てぬ夢である強制管轄権に相当するものを事実上、手に入れた。パネルおよび上級委員会の判断にタイムリミットが設けられ、また、様々な国家活動が経済的措置を伴ってなされることも相まって、国際的な第三者的裁定機関としては史上まれに見る盛況ぶりを示している。そこまで強力な機関が他になく、また、多くの経済的活動が同時に環境や人権、人の健康・安全等といった貿易価値以外にも関わることから、非貿易関心事項と貿易価値の調整問題、いわゆる「trade and」問題が立ち現れてきた。すでにGATT時代のイルカ=マグロ事件で、環境価値よりも貿易価値を優先させたとみられた判断によって、環境の敵ガットジラと皮肉られ、また、WTOになってからの牛肉ホルモン事件でも、その判断の正統性/正当性あるいは妥当性について疑問が呈されていた。

WTOについては逆の状況も存在する。いわゆるエビ=カメ事件 (Shrimp-Turtle Case, October 1998) で上級委員会は、インドその他の国からのエビが米国市場から不当に排除されていると決定した。その上で、特定の国家のエビ産業がウミガメ保護の基準を満たしているかどうかについての米国の認定手続は、「申請国家に対し、聴聞の公式の機会および、不利な議論に対し応答する公式の機会も……諾否について、文書による、理由を付した決定も」¹⁸⁾用意していないと認定した。この後者の場合、逆に、国内法手続のアカウントビリティが問われていることになる。

グローバル行政法の立場からはこの3つのケースは、いずれもまさにグローバル行政法の問題に関わると理解されるであろう。一見なんのつながりもないバラバラな事例ともみえるが、事例1の場合は、判決で迅速な釈放を命じられた国家が、事例2では非国家主体たるISOが、そして、事例3では国際機関およびWTO違反を認定された国家が、主体の性格こそ異なるが、それぞれ正統性やアカウントビリティを問われているところに共通性をみてとることができる¹⁹⁾。そしてまさに、そのような角度からこうしたグローバリゼー

ションの諸事例をみようとするところに、国際行政法には収まりきらないグローバル行政法の特徴があるといえよう。それはまさにある一定の観点から、記述的ではなく、規範的に事象を捉えようとするものである。少なくとも現時点では、客観的にそこにグローバル行政法という実体が確立しているわけではなく、一定の方向づけをもってそのように把握しようとする視角と姿勢にこそ本質がある。その意味でこれは「グローバル行政法」論または、「グローバル行政法というアプローチ」と呼ぶのがふさわしいように思われる。

もっとも、「行政法」というのは、(膨大な数の)諸法律を前提に、各法制度に共通する考え方・基本的な仕組みなどについて、ある程度抽象化されたひとつの「理論」であり、それが行政法の本体をなしている。……学問としての行政法は……雑多ともみえる膨大な法律群に多かれ少なかれ共通する原理原則を研究・発見・開発することに関心をおいている。その意味で行政法は、ひとつの理論体系として、法律がない場合には立法の指導原理となり、既存の法律がある場合には解釈の指針となる²⁰⁾と説明されることがあるように、「行政法」という単一の法典をもたない「行政法」学の世界のやや部外者には特殊に映る自己理解では、グローバル行政法、でよいのかもしれない。ただ、ここでは、前述したように「一定の方向づけをもってグローバル行政法と把握しようとする視角と姿勢にこそその本質がある」ことを強調する意味で、「グローバル行政法」論または「グローバル行政法というアプローチ」としておきたいと思う。

4. 「グローバル行政法」論の特徴

グローバル行政法は、グローバルな行政主体のアカウントビリティを促進するか、これに影響を与えるメカニズム、原則、実行；そしてそれらをサポートする社会の側の理解などを包含する広い概念であると定義される。そのアカウントビリティは、特に、グローバルな行政主体が、透明性、参加、合理性、そして

合法性などの適切な基準を確実に満たすよう促し、それらの主体が定立するルールや決定の実効的な審査を用意することによって確保されるという²¹⁾。

(1) グローバル行政法を特徴づける諸原則

ここでは、「グローバル行政法」論を特徴づける一定の方向、視角と思われるものの内容を整理しておきたい。グローバル行政法プロジェクトに関する諸論考で最も頻出するキーワードは、正統性 (legitimacy) とアカウントビリティ (accountability)²²⁾ である。なぜそうなるのか。一方で、グローバル化の結果、必ずしも自分の所属する国家 (の特に立法府) でない主体 (自国の行政機関、他の国家、国際機関、NGO 等々) がさまざまな事情と仕組みによって、一種の「公権力」を及ぼしてることがある状況が増えている。他方で、選挙という民主主義的紐帯のない我々に、なぜそのような「公権力」の担い手が権力をふるうことができるのか、そこにまさに、正統性とアカウントビリティに対する懸念が生じる素地があるからである。そこで「グローバル行政法」論ないしアプローチでは、このような原則をいわば導きの星として、グローバル行政を担うさまざまな制度や仕組みについて、評価し、改善を求め、また新たに制度設計をすることになるのである。

ちなみに、「国際機構のアカウントビリティ」について検討を行った ILA (国際法協会) の報告書²³⁾ では、以下のような原則とそこから導かれるルールが提案された。すなわち最も代表的な原則は「グッド・ガバナンス」(good governance) であり、そこから、国際機構の意思決定手続および決定の実施における「透明性」(transparency)、意思決定過程における参加の確保、情報へのアクセス、効率的な国際公務員制度、健全な財政管理、報告および評価のシステム、といったルールが導かれている。その他の原則としては、「信義誠実」(good faith)、「合憲性および機構間のバランス」「監督および統制」、決定または特定の行動に関する「理由の開示」、「客観性および中立性」(objectivity and impartiality)、それに「相当の注意義務」(due diligence) があげられている。

(2) 存立基盤

2つの面で存立基盤を考える必要がある。ひとつはグローバル行政法が対処せられるグローバル行政空間がなに故に増殖してきたか、その事実的な基盤でありグローバル行政法論登場の背景をなす。この点に関しては、少なくともひとつは、様々な理由から、個別の問題領域毎に紛争処理ないし履行確保等をめざす制度・手続が多数出現してきたことが挙げられる²⁴⁾。そして、そうした機関のあるものが、締約国が想定も承認もしていないところまで権限を行使し、あるいは、相談を受けることもなく、アカウントビリティを要求できる力もないような非締約国ないし非メンバーの利益に対して影響を与えるような形で決定や行動を行う場面がでてきていることが指摘できる。こうしてグローバル行政のひとつの特徴は、国内では截然と区別される行政と、司法（場合によっては立法）の各機能が、同一の機関において混然として作用する点にある²⁵⁾。より正確には、急速に国際的な制度化がすすんだ司法的・準司法的国際機関が、場合によっては行政的・立法的機能をも果たす場面が増えているといつてよいであろう。

存立基盤のいまひとつは、上述したような諸原則やルールの存立基盤である。比較のために日本の国内行政法の場合の説明をみておこう²⁶⁾。国内行政法の場合にも行政の一般原則として、説明責任とも訳されるアカウントビリティの原則、適正手続の原則、公正・透明性の原則、国民参加の原則、効率性の原則、補完性の原則などが取り上げられている。そしてこれらの主だったものの基盤は、この場合憲法ということなる。適正手続の原則は、憲法31条（デュー・プロセス）の要請するところであり、公正性・透明性の原則もここから派生する。またアカウントビリティの原則は、これも憲法の国民主権の原理に由来し、行政過程への国民参加の原則はそこから派生する。いずれにせよ、国内行政法の諸原則は憲法という強固な基盤を背後にもっていることになる。

これに対して、条約規定に基礎をおく伝統的な国際行政法とも異なるグローバル行政法アプローチの場合には、状況により異なり得るが、基礎となる

条約等がない場合には、なんらかの規範的理論を基礎としてこれらの原則を援用することにならざるを得ない。それを支える原理がなんであり得るのか。国際社会と国内社会の構造上の違いから、単純に国内行政法の同じ原則と同視することはできないであろう。憲法なしの行政法として、独自の原理を探求するのか²⁷⁾。あるいは人権のような国際法上も一定程度普遍的な実定的基礎をもつ原理を援用するのか²⁸⁾。いずれにせよ一筋縄ではいかない課題がそこには横たわっている。

5. おわりに——「グローバル行政法」論の意義と課題

ここまで、「グローバル行政法」論の特徴をごく荒削りな形で整理してきたが、最後にその意義と課題を簡単にまとめておきたい。グローバル行政法論の意義は、まず第一に、国家に限定されない様々な主体が、種々の条件のもとで、必ずしも正統性を担保されないまま、はからずも大きな影響力をもつ決定を行うようになってきているという現象を、それとして明確に浮かび上がらせて見せたことにあるといつてよい。そこで問題にされているのは、さしあたりその決定の影響の範囲の広さと、対象となる事柄の基本的な性質から、ある種の公的問題であり、公的権力の問題である。あるいはさしあたり後者については「疑似公権力」の問題ともいふべきものである。

もっとも、この側面だけについていえば、広義の国際関係論でさかんに議論されるようになったグローバル・ガバナンス論と異なるものではない。グローバル行政法論という「法学」のひとつの在り方として特徴をもつとすれば、すでに述べたように、アカウントビリティを始めとする規範を措定しつつ、それらによってグローバル・ガバナンス現象を規律してゆこうという指向性をもっている点にあるといつてよいであろう。

そうであるとすれば、グローバル行政法論の重要な課題は、まさに「グローバル行政法」論そのものの生命線ともいふべき、アカウントビリティを始

めとする諸原則を支える原理の探求であろう。そして、この探求にあたっては、国際社会と国内社会の構造的相違のほか、直線的にそれら諸原則を100%善としてすすめればよいというわけではないことに留意する必要がある²⁹⁾。アカウントビリティや透明性の高さと、規制の実効性の間に一定のトレード・オフ関係がみられることにも一定の配慮が必要であろう³⁰⁾。

他方で、かりに、それらが一定程度基礎づけられるとした場合であっても、国内法起源の一定の法制度を単純に導入するだけでは問題の本質的解決は必ずしも保証されない可能性がある。たとえばWTOなどにおいて、透明性を確保し民主主義を担保するものとして注目されている米国法起源の法廷意見(amicus curiae brief)の制度も、それらを斟酌して判断するのが貿易専門家である現行の制度を前提に考えれば、これら裁定者への過重な負担をもたらし、却ってWTO紛争処理手続の正統性が再び問題とされかねない³¹⁾、という指摘はこのことを指している。

「グローバル行政法」論はさらに、これ以上に困難な課題を我々につきつけている。それは、これまで国家の合意を基礎に、公式法の上に組み立てられてきた国際法の世界の将来をどのように再構築できるかという問いである³²⁾。グローバル・ガバナンス状況では、NGOや企業まで含めた非国家的アクターが前面に登場し、また、手法としてもハード・ローにとどまらない、様々な形のソフトな規範が大きな意味をもっているからである³³⁾。グローバル行政法論の登場は、同時に、現代の国際法学の課題の大きさと困難さをも物語っているといえよう。

1) G James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel (eds.), *Governance Without Government: Order and Change in World Politics* (N.Y., Cambridge Univ. Pr., 1992); グローバル・ガバナンス委員会の委員であった緒方貞子によると、ガバナンスは日本語でいう「統治」ではないが、それと無関係でもない。結局「ガバナンス」とは「統治」と「自治」の統合の上に成り立つ概念であり、両原則の上に立った新たな世界づくりを指すとされる。同委員会報告書邦訳(後掲注2) pp. 4-5。

2) 国際的には、いわゆるグローバル・ガバナンス委員会の報告書 *Our Global*

Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance (Oxford Univ. Pr., 1995) (邦訳:『地球リーダーシップ:新しい世界秩序をめざして』(NHK出版1995))が代表的であろう。国際関係論においては、ロズノーとチェンピールの前掲書(*supra* 1)や、Oran Young, *International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society* (Oxford UP, 1994)を契機に広く論じられるようになってきた。我が国でもたとえば、渡辺昭夫・土山賢男(編)『グローバル・ガバナンス:政府なき秩序の模索』(東京大学出版会2001); 総合研究開発機構(NIRA)・横田・久保・大芝(編)『グローバル・ガバナンス:「新たな脅威」と国連・アメリカ』(日本経済評論社2006); 緒方貞子・半澤朝彦(編)『グローバル・ガバナンスの歴史の変容』(ミネルヴァ書房2007)などがある。さらにガバナンスという用語は使用しないが同様な指向性をもったものとして例えば、庄司真理子・宮脇昇(編)『グローバル公共政策』(見洋書房2007)、日本国際政治学会(編)『国際政治137:グローバルな公共秩序の理論をめざして一國連・国家・市民社会一』(有斐閣2004)や、国際行政学というアプローチもある。福田耕治『国際行政学:国際公益と国際公共政策(補訂版)』(有斐閣2005)参照。特に国連における「新公共経営論」導入によるガバナンスの問題状況については、蓮生郁代「国際連合とグローバル・ガバナンス—国際連合における管理型アカウントビリティの概念の次元—」『一橋法学』5-2(2006)179-223頁。参照。

- 3) 山本草二「国際行政法の存立基盤」『国際法外交雑誌』67-5(1969)1-66頁。
- 4) このような用語は前掲山本論文の採用するところではなく、本章が便宜的に使用しているにすぎない。この場合に「国際」という形容が適切かどうかということも含め問題になり得るが、ここでは立ち入らない。
- 5) 最も代表的な例として、NYUのキングスベリー教授らを中心とするプロジェクトがあり、いくつかのシンポジウムが雑誌の特集号として発表されている。① Symposium: Global Governance and Global Administrative Law in the International Legal Order (eds. by N. Krish, B. Kingsbury) in 17-1 *European Journal of International Law* (2006) pp. 1-278.; ② The Emergence of Global Administrative Law (eds. by B. Kingsbury, N. Krisch, R. B. Stewart, & J. B. Wiener) in vol. 68 No. 3-4 *Law and Contemporary Problems* (Duke Univ. School of Law) (2005) pp. 1-377.; ③ Vol. 37 no. 4 *New York Univ. J. of Int'l Law and Politics* (2005) 663-1001.; 尚 Kingsbury, B. "Omnilateralism and Partial International Communities: Conditions of Emerging Global Administrative Law" 『国際法外交雑誌』104巻1号(2005)98-124頁。も参照。
- 6) Benedict Kingsbury, Nico Krisch, & Richard B. Stewart, "The Emergence of Global Administrative Law", *op. cit.*, *supra* note (5) ② pp. 15 ff. at. 20-23. & "A Global Administrative Law Bibliography" in *ibid.* p. 357 ff. at. 358-365.
- 7) Asada, M., "WMD Terrorism and Security Council Resolution 1540: Conditions for

- Legitimacy in International Legislation”, *IIJ Working Paper 2007/9*, available at <<http://www.iiij.org/GAL/>>
- 8) Mark Pallis, “The Operations of UNHCR’s Accountability Mechanisms”, 37 *N.Y.U. J. Int’l L. & Pol. supra note 5*, 869 (2006).
- 9) Clark, D. et al. (eds.), *Demanding Accountability: Civil-Society Claims and the World Bank Inspection Panel* (London: Rowman & Littlefield, 2003); 松本悟【被害住民が問う開発援助の責任～インスペクションと異議申し立て～】(築地書館, 2003)
- 10) Errol Meidinger, “The Administrative Law of Global Private-Public Regulation: the Case of Forestry”, *EJIL, supra note (5) ①*, 87.
- 11) Nico Krisch and Benedict Kingsbury, “Introduction: Global Governance and Global Administrative Law in the International Legal Order”, *EJIL supra note (5) ①*, at 5.
- 12) The NYU Institute for International Law and Justice (IIJ), Legitimacy, Democracy and Justice in International Governance: Report of the Inaugural workshop (October, 2002), at 1 available at <<http://www.iiij.org/events/details/event-researchproject.html>>; “Towards a Global Administrative Law? Legality, Accountability, and Participation in Global Governance”, workshop convened at Merton College, Oxford on 29–30 October 2004.
- 13) 迅速な釈放 (prompt release) に関する先例について簡単には、河野真理子「国連海洋法条約の義務的紛争解決制度に関する一考察」島田・杉山・林(編)【国際紛争の多様化と法的処理】(信山社 2006) pp. 157 ff. esp. 178–187. 参照。
- 14) ITLOS, The “Juno Trader” Case, Judgement of 18 December 2004, para. 77.
- 15) Sabino Cassese, “Introduction: Regulation, Adjudication and Dispute Resolution Beyond the State”, *Global Administrative Law: Cases & Materials* (University of Rome<La Sapienza>, Public Law Institute, May 2006) pp. 1 ff. at p. 9. available at <http://www.iiij.org/GAL/documents/GalCasebook.pdf>
- 16) 吾郷真一「労働 CSR 入門」(講談社現代新書 2007) 29–32 頁。もっとも ISO は、ILO からの働きかけによって ILO との間で ISO26000 に取り入れられる基準が ILO 基準に抵触しないことを条件付ける覚え書きを交わした由である。同書 p. 32. これに対して、米国に本部をおき、世界的に活動している民間の社会基準認証機構である SAI (Social Accountability International) や、類似の FLA (Fair Labor Association) などが、民間の組織であるといいつつ、実は米国政府から多額の贈与を受けており、労働 CSR という形での米国の政策を色濃く反映した活動を行い、しかも ILO の基準とはズレのある基準を押しつけるという意味で問題が多いとする。
- 17) フォーマルな条約作成における非国家主体の参加と正統性の問題については、小寺彰「国際法の定立と民主的正統性—条約作成過程における NGO の役割」小寺【パラダイム国際法】(有斐閣 2004) 69–78 頁参照。このほか奥脇直也「現代の国際法過程における国家、私人、国際制度」【ジュリスト】No. 1299 (2005. 10/15) 2–8 頁.; 柴田明穂「国際法制度における NGO の機能と現実」【ジュリスト】No. 1299 (2005. 10/15) 9–15 頁も参照。
- 18) WTO Appellate Body Report on United States- Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, AB-198-4, WT/DS58/AB/R at 180 (Oct. 12. 1998) Kingsbury, B. “The Administrative Law Frontier in Global Governance”, *ASIL Proceedings*, 2005, 143 ff. at. 149.
- 19) このようなガヴァナンスの状況をさして、グローバル行政法論では、「グローバルな行政空間 (Global administrative space) が出現しているという。例えば、Nico Krisch and Benedict Kingsbury, “Introduction: Global Governance and Global Administrative Law in the International Legal Order”, *EJIL supra note 5* at. 1–2.
- 20) 櫻井敬子・橋本博之【行政法】(弘文堂, 2007) 2 頁。
- 21) B. Kingsbury, et al., “The Emergence of Global Administrative Law”, *op. cit. supra (5) ②*. p. 15; Kingsbury, B. “The Administrative Law Frontier in Global Governance”, *ASIL Proceedings*, 2005, 143.
- 22) Accountability には「説明責任」という訳語が当てられることもあるが、必ずしもそれだけにとどまらない内容が想定されることから、ここではあえてカタカナ表記を選択した。
- 23) Final Report of Committee on Accountability of International Organizations, *The International Law Association Report of the Seventy-First Conference*, Berlin, 2004, pp. 172–183. なお、全般につき、植木俊哉「国際機構のアカウンタビリティと国際法—国際機構をめぐる紛争に関する一考察—」島田・杉山・林(編)【国際紛争の多様化と法的処理】(信山社 2006) 189–206 頁参照。
- 24) 宮野洋一「国際法学と紛争処理の体系」国際法学会(編)【日本と国際法の 100 年 ⑨ 紛争の解決】(三省堂, 2001)
- 25) Kingsbury et al., “The Emergence of Global Administrative Law” *op. cit., supra note (5) ②*, p. 17.
- 26) 櫻井敬子・橋本博之【行政法】(弘文堂, 2007) 23–28 頁。
- 27) Kingsbury, B. “The Administrative Law Frontier” *op. cit., supra note (20)* at 153.; Ruth W. Grant and Robert O. Keohane, “Accountability and Abuses of Power in World Politics”, *IIJ (Institute for Int’l Law and Justice) Working Paper 2004/7 Global Administrative Law Series* available at <<http://www.iiij.org/publications/documents/2004.7%20Grant%20Keohane.pdf>>
 グラントとコヘインによるこの論文は、国際政治におけるアカウンタビリティを 7 つの類型に整理する。それらは、(組織の長による)「階層的」なもの、(国家が国際組織に対しても)「監督的」なもの、(出資者による)「財政的」なもの、(裁判所による)「法的」なもの、(株主や消費者による)「市場」, 「仲間内」、そして、「評判・名声」に由来するものであるが、いずれも事実上の関係性(ある種の力関係)による分類であって、必ずしも原理レベルの考察にはなっていないように思

われる。； Ferejohn, J., "Accountability in a Global Context", *ILJ Working Paper 2007/5* also available at < <http://www.ilj.org> >

- 28) 例えば、WTOの立憲化を主張する Petersmann, E., "Time for a United Nations' Global Compact' for Integrating Human Rights into the Law of World Trade Organizations : Lessons from the European Integration", *European Journal of International Law*, Vol. 13. No. 3 (2002)；議論の状況に関して、佐分晴夫「WTOと人権—序論」『名古屋大学法政論集』202号（2004）293-322頁。；奥脇直也監修）西元宏治「国際関係の法制度化現象とWTOにおける立憲化議論の射程」『ジュリスト』No. 1254（2003/10/15）114-122頁参照。
- 29) 一例を挙げるなら、たとえば、投資協定仲裁手続の「透明性」をめぐる、これを推進しようとする米加と消極的なメキシコの対立があり、また、2007年5月、ボリビアはICSID設立以来初めてのケースとして、ICSID脱退を表明したが、脱退理由のひとつとして、ICSID仲裁は政治的に慎重に扱われるべき案件に対して「透明すぎる」ことを挙げていたという例もある。久保田有香「投資協定仲裁手続における透明性確保の意義と課題：NAFTA第11章仲裁手続を題材に」（中央大学2007年度博士学位申請論文）144頁（3）。
- 30) たとえば、米国は、透明性とアカウンタビリティが高い（明確で詳細な法令、公式の法的紛争処理を可能にする法手続、厳しいサンクション、積極的な司法審査など）とされるが、それは権威不信の法文化故であり、OECD諸国中、規制のコスト・パフォーマンスが必ずしも良くない。その意味で、制度と執行の両面において過剰な法化状況にある米国では、その緩和が模索されているという。北村喜宣「『グローバル・スタンダード』と国内法の形成・実施」『公法研究』64号（2002）96-111頁。at. 108頁。；Kagan, R. A., *Adversarial Legalism: The American Way of Law* (Harvard Univ. Pr., 2001) 邦訳 ケイガン, R. A. (北村ほか訳)『アメリカ社会の法動態：多元的アメリカと当事者対抗的リーガリズム』（慈学社2007）
- 31) 奥脇直也「なぜ国際法に従うか？—国際法学の新たな課題」『学術の動向』205年7月号, 54-60頁, at. 57頁。
- 32) キングズベリーは、この問題を、国際法を *jus inter gentes* モデルではなく、(グロティウス流の) *Jus gentium* モデルで捉えることの可能性という形で論じている。Kingsbury, "The Administrative Law Frontier", *op. cit. supra* (20) p. 147-149; Kingsbury, "Omnilateralism". *op. cit. supra* (5)。
- 33) Morth, Ulrika (ed.), *Soft Law in Governance and Regulation: An Interdisciplinary Analysis* (Edward Elger, 2004); Kirton, J. J. & M. J. Trebilcock (eds.), *Hard Choices, Soft Law: Voluntary Standards in Global Trade, Environment and Social Governance* (Ashgate, 2004); このようなソフト・ロー現象の、国際法におけるこれまでのそれとの異同と背景については、齋藤民徒「『ソフト・ロー』論の系譜」『法律時報』77-8（2005）106-113頁参照。

グローバルガバナンスと国連の将来

中央大学政策文化総合研究所研究叢書7

2008年8月10日 初版第1刷発行

編著者 横田洋三
宮野洋一
発行者 中央大学出版部
代表者 玉造竹彦

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
発行所 中央大学出版部

<http://www2.chuo-u.ac.jp/up/>
電話 042(674)2351 FAX 042(674)2354

© 2008

ニシキ印刷/三栄社

ISBN978-4-8057-1406-5